

地域安全情報 No.16

週生活安全課(☎826・1111 内線2490)

年末の交通事故防止県民運動(12月31日まで)



- スローガン／日ぐれ時キラリと光る反射材
- 運動重点／子供・高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重罪です！
- 運転者に対する罰則／酒酔い運転：5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 周辺者に対する罰則／(運転者が①酒酔い運転の場合、②酒気帯び運転の場合)
- 車両の提供：①5年以下の懲役または100万円以下の罰金、②3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 酒類提供、車両同乗：①3年以下の懲役または50万円以下の罰金、②2年以下の懲役または30万円以下の罰金

年末における犯罪抑止活動(12月31日まで)

- メインスローガン／みんなで作ろう 安心の街
- サブスローガン／防犯は鍵かけ 声かけ 心がけ
- 自動車盗難・車ト荒らし対策

忙しい年末も防犯対策をしっかりと！

- パー式ハンドロックやセンサー式警報装置の活用
- 車から降りたら必ずドアロック。窓の閉め忘れに注意
- 貴重品はもちろん、かばんや服なども車内に放置しない

不審者対策

防犯のお約束「いかのおすし」

- い：知らない人に声をかけられてもついていかない
- か：知らない人の車には乗らない
- お：「助けて！」と大声を出す
- す：すぐに大人のいる方へ逃げる
- し：どんな人だったか、何をしたらかを家の人に知らせる



年末も振り込め詐欺に注意

「電話番号が変わった」、「風邪で声がおかしい」、「今すぐ振り込んで」などの電話は詐欺の可能性あります。すぐに警察に通報しましょう。

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

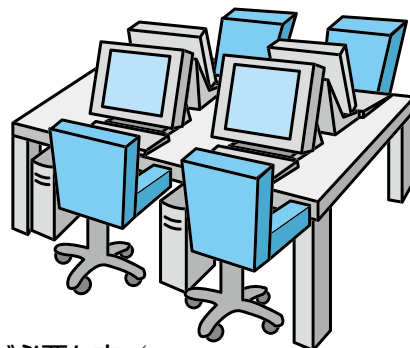
償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。平成26年1月1日現在で償却資産を所有している方は、1月31日(金)までに申告してください。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2337)

◆償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業 獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。



申告が必要な方／

- 平成26年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成26年1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

申告期限／1月31日(金)

申告方法／昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。ただし、昨年電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

昨年申告のあった方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は、ご連絡ください。

国民年金のお得&便利なお知らせ

☎ 国保年金課国民年金係 (☎826-1111 内線2290)

所得から控除できてお得です!!

国民年金保険料は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料とともに、**社会保険料として所得から控除**することができます。控除を受けるためには、所得の申告の際、11月上旬に日本年金機構から送付された「**控除証明書**」が領収書を持参してください。

※10月以降に初めて保険料を納付した方には、来年2月上旬に「控除証明書」が送付される予定です。



付加保険料はお得です!!

少しの付加で、お得な上乘せ!

国民年金の付加保険料は、月額400円を定額保険料(月額15,040円)に加えて納める制度です。将来の年金受給金額が、**年額で200円×付加保険料納付月数分だけ上乘せ**になります。

例 40年納付した場合の付加保険料支払額	400円×40年(480月) = 192,000円
1年間に上乘せされる支給額	200円×40年(480月) = 96,000円
2年間で192,000円が上乘せ支給されるので、3年目以降はお得!	

60歳以降で任意加入されている方も納付することができます。付加保険料の納付を希望する方は、**年金手帳とはんこを持参**し、市国保年金課国民年金係で手続きをしてください。

注：国民年金基金に加入している場合は、手続きができません。

口座振替での前納がお得です!!

国民年金保険料は、月額15,040円で年間では180,480円になります。年間分を一括で4月末日までに前納(まとめて前払い)すると、年金保険料が割引になります。

現金 で年間分を前納	⇒	支払額:177,280円	年額 3,200円割引!
□座振替 で年間分を前納	⇒	支払額:176,700円	年額 3,780円割引!

新たに平成26年度の保険料を口座振替での前納を希望する方は、**年金手帳、預金通帳、金融機関の届出印を持参**し、口座振替を希望する金融機関で**平成26年2月末日までに**手続きをしてください。

注：保険料、割引額などは平成25年度の額です。

土浦年金相談センターをご利用ください

厚生年金の請求、受給資格の確認、年金額の照会、その他年金に関する相談などを行っています。

相談時間の予約をすれば待ち時間もありません。

予約専用電話 / ☎825-2300

所在地 / 桜町一丁目16-12(住友生命土浦ビル3階)

相談時間 / 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※祝日、年末年始を除く

控除証明書に関しては「控除証明書専用ダイヤル」へ

「控除証明書」に関する照会や再発行は、控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117をご利用ください。(平成26年3月14日まで)

電話での年金相談は「ねんきんダイヤル」へ

- 年金の請求に関する相談や年金を受けている方の相談、各種証明書の再発行を行っています。一般の固定電話は、市内通話料金でご利用できます。
- 専用電話 / ☎0570-05-1165 いろいろこ
- 相談時間 / 月曜日…午前8時30分～午後7時、火～金曜日…午前8時30分～午後5時15分、毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時
- ※祝日、年末年始を除く。
- 月曜日が祝日のときの
- 火曜日は午後7時まで

